

令和7年度第1回倉敷市文化財保護審議会議事録（要旨）

令和7年8月12日（火）

午後1時30～3時30分

於：行願院 遍照閣

出席委員： 安倉清博、上藺四郎、尾崎 聡、狩山俊吾、小西信彦、澤田秀実、
首藤ゆきえ、中田利枝子、成清仁士、西川博美、松本直子

事務局： 永野部長、平田課長、谷中課長補佐、藤原主幹、藤原主任、河村副主任

1 開会

2 委嘱状交付

3 会長・副会長の選出

会長：尾崎委員 副会長：澤田委員

4 議事

（1）令和6年度文化財関連事業報告について

（2）令和7年度文化財関連事業計画について

（3）文化財の指定について

・木造天部立像

会 長）それでは、議事（3）の文化財の指定について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局）木造天部立像の概要を説明。

会 長）ありがとうございました。これから実際に見せていただき、その後に審議を行うことにしたいと思います。

【木造天部立像について調査】

上藺委員）詳細説明（調書内容の説明）。

会 長）それでは、指定についての審議を行いたいと思います。ご意見、ご質問はありませんか。

委 員）広目天立像は頭部が10世紀、体部は13世紀とのことですが、修復された際に、頭部が平安時代のものであるから平安時代のように修復されるものなのでしょうか。あまり修理部分が多いと、文化財としての価値をどのように考えるべきでしょうか。

委 員）長い年月が経っていますから、肩先や持ち物などが破損して修理することはあります。後から補われたものは、全部解体して調べるなどしなければ、目視だ

けではわかりません。修復はその時代ごとにやり方もあるようで、頭部や体の主要な部分がどれだけ残っているかが重要です。今回のものはいずれも全体に残りがよいと思います。

委員) 過去に修理された際に、時代によって彫り方が変わったり、中央の仏師か地方の仏師かによってできが違ったりということもありますか。

委員) 修理する際には失われた部分は、近隣にある似たような像を参考にすることもあるでしょうし、地方の仏師も中央に行った際に優れた像を見ることもあるでしょうから、そういった様式を取り入れたりということもあるでしょう。そういったことを考慮しても、今回の像は地方の仏師によるものだと思います。

委員) 広目天については頭部だけが平安時代ということですが。

委員) やはり頭部というのは大切な部分ですから、それを残して体部を補ったと。飛鳥大仏などは一部を残して失われたわけですが、大部分を作り直しています。信仰の対象ですから、大切なものは補ってでも修復することはあります。

委員) 今後、この文化財を維持していくために修復、あるいは環境の面で今のままで良いのかという点ではいかがでしょうか。

委員) 現状で自立していますし、重要な部分が失われていることもないです。また、高名な仏師が昭和 50 年代に修復していますので、修復や環境の面でも現状のままで問題ないと思います。

委員) これまで指定の際に個別の仏像を見て審議していました。今回、須弥壇に並ぶ複数の像を見て、仏教の世界観を感じたのですが、須弥壇の上を全体として評価するとか、文化財の指定という場合、そういったことは考えないのでしょうか。

委員) 中尊寺の金色堂のように作られた当初のものが一体で残っているということであれば、全体での評価ということもあると思いますが、今回の場合は長い経緯の中で今の形になっていると思いますので、今回は全体としてということにはならないと思います。ただ、中央の薬師如来も価値のある像だと思いますので、これについては今後の課題だと思います。

会長) 指定そのものについては否定的な意見は出なかったようですので、「指定妥当」を審議会の意見としてよろしいか。

【一同賛同】

会長) それでは、次に指定の理由について、修正すべきところがあればご指摘いただけたらと思います。

委員) 理由の中で「他に類例がない」など希少性を強調するような表現を入れてはと思いますが。

委員) 現状で市内、県内のすべての像を調査できているわけではありませんので、そこまで言い切るのは少し難しいかと思います。それよりも時代を超えて、またおそらく別々の場所にあったものが、ここに存在しているということが非常に重要なことだと思います。

委員)最後の所で、「保存活用」とありますが、指定された場合、今後どのような活用が考えられるのでしょうか。

委員)指定文化財になったということで、美術館での展示など、様々な活用が考えられると思います。

委員)了解しました。

会長)それでは指定理由については、変更なしということでよろしいでしょうか。

【一同賛同】

会長)それでは指定理由は変更なしでお願いしたいと思います。

事務局)それでは今回ご審議いただきました木造天部立像につきましては、事務局のほうで指定に向けた事務手続きをさせていただきます。なお、この答申につきましては、8月28日に開催予定の教育委員会に議案として上程させていただきますので、よろしくお願いいたします。

会長)それでは(4)のその他として事務局から何かありますでしょうか。

事務局)事務局からは特にありません。

会長)委員の皆さんから何かありますか。特になければ事務局にお返ししたいと思います。

事務局)本日は指定案件について熱心にご審議いただきまして、また、指定妥当との答申をいただきまして、ありがとうございました。それでは以上をもちまして、令和7年度第1回倉敷市文化財保護審議会を閉会いたします。どうぞ気をつけてお帰りください。

5 閉会

以上の議事録を、令和7年8月12日開催の令和7年度第1回倉敷市文化財保護審議会議事録(要旨)とすることに同意します。

令和7年8月14日

倉敷市文化財保護審議会
会長 尾崎 聡

